

県評価レベル引き上げに伴う市立小・中学校及び高等学校における感染症対策について

1 静岡県評価レベルの引き上げについて

1月11日、静岡県は評価レベルを引き上げ、「国評価レベル1」から「国評価レベル2」と変更した。これにより、文部科学省の衛生管理マニュアル上の「地域の感染レベル」について、これまでの「レベル1」から「レベル2」に移行することとなった。

2 学校運営の方針について

市内の感染状況については、正月明けから、新規感染者数は増加傾向である。

また、年末年始の人の移動やオミクロン株の感染状況、学校における冬休み明けの感染症対策の効果や教育活動を注視するとともに、今後も学校における感染症対策を講じることが重要である。

さらに、感染への不安を感じている児童生徒等に配慮した対策も必要である。

これらの状況を踏まえ、今後の学校運営については、感染症対策をより強化するとともに、可能な限り工夫をして、授業・学校行事・部活動等を実施し、児童生徒の健やかな成長や学びを保障する。

また、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの感染予防対策を徹底していく。

3 感染症対策の概要

(1) 感染症対策について

- ・「3密」の回避（「1密」にも留意）、特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、特に、冬季であることを踏まえた換気の徹底、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ・給食、体育、部活動において、マスクを外した際に、児童生徒間の距離を確保したり、会話を控えたりすることを徹底する。
- ・合唱・調理・密集する運動などの感染リスクの高い教育活動は、慎重に検討し、実施する場合には、必要な対策を講じる。

(2) 保護者との連携について

新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、次の点について、保護者の協力を得て取り組むようにする。

- ・児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等に相談・受診すること。（受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧される。）
- ・児童生徒または同居家族に発熱等の風邪症状がある場合等には、登校を控えること。
- ・学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意すること。（例）マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

参考；児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合の手順（詳細は、**別紙2**にて確認願います。）

- ① かかりつけ医に相談・受診する。
- ② かかりつけ医がない場合や、かかりつけ医で対応できない場合
 - ア 微熱 → 「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル」に相談する。
 - イ 高熱、息苦しさ、強いだるさ → 「発熱等受診相談センター」に相談する。

4 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることのないように留意して日常的な活動を行う。
- (2) 児童生徒は、感染再拡大への不安が高まっていると考えられることから、児童生徒一人ひとりの心身の状況を把握して対応するとともに、できるだけ無理なく、かつ主体的に感染症対策に取り組むことができるよう配慮する。

5 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル2の対応例及び本市での実施方法） ※下線部は変更点

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・同居家族に風邪症状が見られる場合、登校させないこととする。
本市での実施方法 《強化》	・同居家族に風邪症状が見られる場合、家族の理解と協力を得て、 <u>登校を控えていただく。</u> この場合、宿題を課すなどして学習を保障する（欠席としない）。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにする。
本市での実施方法 《強化》	・登校の時間差をつけたり、入口を複数箇所設けたりして、 <u>密を避けて、校舎に入る前に実施する。</u> ・校舎に入る前の実施が難しい場合は、 <u>教室への入室後、速やかに児童生徒の健康状態を把握し、体調不良を確認した場合は他者に接触させないなど適切に対応する。</u> ・健康カードへの同居家族の健康状態の記載については、 <u>上記①実施により不要とする。</u>

(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	・可能な限りの感染症対策を行った上で、リスクの低い活動は実施する。 ・児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避ける。対策を講じることができる場合は実施する。 ・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、特にリスクの高い活動の実施について慎重に検討する。
本市での実施方法 《強化》	・ <u>音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策</u>

	<p><u>を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、慎重に検討し、実施する場合には、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」を避ける等の対策を講じる。</u></p>
② 給食指導	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学校給食の提供方法に加えて、衛生管理を徹底する。
本市での実施方法 《継続》	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの感染症対策（配膳時の児童生徒間の距離の確保など）を再度、徹底するとともに、丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施し、より安全な給食時間とする。
③ 休み時間	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。
本市での実施方法 《継続》	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことを踏まえて、児童生徒がトイレや水道付近に密集したり、近距離での会話や接触をしたりしないように、自分たちで約束事を決めて実行できるようにする。 ・教職員は、その状況を見届け、必要に応じて指導する。

(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施することを検討する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動等の実施は慎重に検討する。
本市での実施方法 《強化》	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のみの活動とし、下記の事項を徹底した上で実施すること。 「STEP 3 (市外)」→「STEP 2 (市内)」 ◆<u>市外における上位大会への参加については、保護者の同意を得た上で、学校として必要性を判断する。</u> ◆<u>担当教員は、下記の留意点及び【対外的な活動の留意点（令和3年3月26日02 静教教学教第4024号「令和3年度 静岡市部活動の行動基準について」）】を参考に担当する部活動の実態に沿った感染症対策プランを見直すこと。</u> ◆部活動への参加については、各家庭の事情等を配慮し、本人と保護者の意向を十分に受け止め、強制にならないようにすること。

留意点

- ・相手と接触したり、組み合ったりする活動の実施については、時間を短くする回数を減らす等の対策を行った上で、慎重に判断する。
- ・近距離で向き合っでの発声は行わない。
- ・指導者は、活動中に限らず、活動前後の付随する場面での指導も継続して徹底する。
(部室内での着替え、準備片付け、休憩、飲食、下校時など)
- ・屋外でできる活動は屋外で行う。
- ・ランニングは、互いに十分な距離をとって行う。
- ・屋内での演奏や共同作業は、互いの距離感が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。
- ・ミーティングや集合時は、互いの距離間に留意し、短時間で行う。
- ・屋内の活動では、2方向以上の窓を開放するなど換気を心掛ける。
- ・部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。
- ・楽器等については唾液の処理等も適切に行う。
- ・ラケット、グローブ、楽器等の道具は、できる限り共有はしない。
- ・共有する道具、よく手を触れる場所(手すり、ドアノブ)の消毒を行う。
- ・共有のボトルやカップの使用はしない。

(4) 学校行事について

① 修学旅行および集団宿泊的行事

文科省マニュアル	・有意義な教育活動であるため、教育的意義や児童生徒の心情を踏まえ、一律に中止とするのではなく、適切な感染防止策を十分に講じた上で実施について配慮する。
本市での実施方法 《継続》	・修学旅行および集団宿泊的行事は、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、令和3年4月8日付 03 静教教学教第 142 号「令和3年度修学旅行について(通知)」に沿って、適切な感染防止策を十分に講じた上で実施について判断する。 ・実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にする。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、歴カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



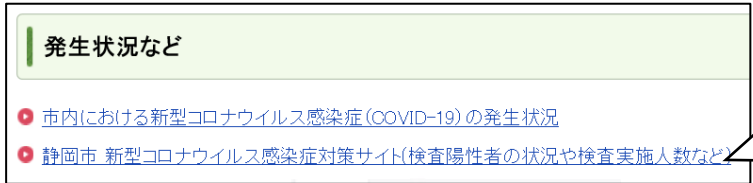
児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合の手順

- ① かかりつけ医に相談・受診する。
- ② かかりつけ医がない場合や、かかりつけ医で対応できない場合
 - ア 微熱 → 「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル」に相談する。
TEL 0570-08-0567
 - イ 高熱、息苦しさ、強いだるさ → 「発熱等受診相談センター」に相談する。
TEL 054-249-2221

相談窓口HPへのアクセス



「詳細」をクリック



「静岡市新型コロナウイルス感染症対策サイト」をクリック

※をクリックして、以下のページにて、相談先等を確認してください。

